

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

[illegible]

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標 1－1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること
		政策の達成目標	地域における医療提供体制を維持する。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	地域における医療提供体制を維持する。
		政策目標の達成状況	地域における医療提供体制が維持されている。
	有効性	要望の措置の適用見込み	125,799 件／年 ※医療経済実態調査及び医療施設調査より推計
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	地域における良質かつ必要な医療提供体制を確保していくためには、極めて高い公共性を有する医療について、本措置の存続による下支えが有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	社会保険診療報酬に係る概算経費率制度（所得税・法人税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	少子高齢化の進展、医療技術の進歩、医療に対する国民の高い要求水準など国民の意識の変化や、昨今の医師不足や救急医療に対する不安など、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、極めて高い公共性を有する社会保険診療の提供体制を確保していくためには、本措置の存続による下支えが必要である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	(実際には所得区分毎や都道府県毎に超過税率等異なるが、年 800 万超の標準税率 4.6%で算出した減収額を概算値として記載) 令和6年度 1,718,514 百万円 × 4.6% = 79,052 百万円 (個人事業税 1,207,675 百万円 × 4.6% = 55,553 百万円) (法人事業税 510,839 百万円 × 4.6% = 23,499 百万円) 令和5年度 2,183,442 百万円 × 4.6% = 100,438 百万円 (個人事業税 1,261,671 百万円 × 4.6% = 58,037 百万円) (法人事業税 921,771 百万円 × 4.6% = 42,401 百万円) 令和4年度 2,370,765 百万円 × 4.6% = 109,055 百万円 (個人事業税 1,213,841 百万円 × 4.6% = 55,837 百万円) (法人事業税 1,156,924 百万円 × 4.6% = 53,219 百万円) 令和3年度 1,765,520 百万円 × 4.6% = 81,214 百万円 (個人事業税 1,056,023 百万円 × 4.6% = 48,577 百万円) (法人事業税 709,497 百万円 × 4.6% = 32,637 百万円) 令和2年度 1,646,997 百万円 × 4.6% = 75,762 百万円 (個人事業税 1,172,557 百万円 × 4.6% = 53,938 百万円) (法人事業税 474,440 百万円 × 4.6% = 21,824 百万円) 令和元年度 1,734,126 百万円 × 4.6% = 79,770 百万円 (個人事業税 1,196,416 百万円 × 4.6% = 55,035 百万円) (法人事業税 537,710 百万円 × 4.6% = 24,735 百万円) 平成 30 年度 1,766,308 百万円 × 4.6% = 81,250 百万円 (個人事業税 1,227,843 百万円 × 4.6% = 56,481 百万円) (法人事業税 538,465 百万円 × 4.6% = 24,769 百万円) 平成 29 年度 1,732,211 百万円 × 4.6% = 79,682 百万円 (個人事業税 1,265,431 百万円 × 4.6% = 58,210 百万円) (法人事業税 466,780 百万円 × 4.6% = 21,472 百万円)
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	令和6年度 課税標準額 1,718,514 百万円 (個人事業税 1,207,675 百万円) (法人事業税 510,839 百万円) 令和5年度 課税標準額 2,183,442 百万円 (個人事業税 1,261,671 百万円) (法人事業税 921,771 百万円) 令和4年度 課税標準額 2,370,765 百万円 (個人事業税 1,213,841 百万円) (法人事業税 1,156,924 百万円) 令和3年度 課税標準額 1,765,520 百万円 (個人事業税 1,056,023 百万円) (法人事業税 709,497 百万円) 令和2年度 課税標準額 1,646,997 百万円 (個人事業税 1,172,557 百万円) (法人事業税 474,440 百万円) 令和元年度 課税標準額 1,734,126 百万円 (個人事業税 1,196,416 百万円) (法人事業税 537,710 百万円) 平成 30 年度 課税標準額 1,766,308 百万円 (個人事業税 1,227,843 百万円) (法人事業税 538,465 百万円) 平成 29 年度 課税標準額 1,732,211 百万円 (個人事業税 1,265,431 百万円) (法人事業税 466,780 百万円)

	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	地域における良質かつ必要な医療提供体制を確保していくためには、極めて高い公共性を有する医療について、本措置の存続による下支えが有効である。
	前回要望時の達成目標	地域における医療提供体制を維持する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		昭和 27 年度創設、毎年要望の結果、存続